平成27年度第1回運営評議会資料(平成27年10月15日開催)



目次



4.	平成28年度概算要求について	-	-	-	-	•	•	•	19
	JASSOの取組について		•	•	•	-		-	17
I	学生生活支援を取り巻く状況とJASSOの取組について (1) 障害学生支援を取り巻く状況とJASSOの取組について (2) インターンシップ・キャリア教育を取り巻く状況と	- ·	•	•	•	•	•	•	14
	日本留学を取り巻く状況と国際交流拠点事業について	•	•	•	•	•	•	•	8
1.	奨学金貸与事業におけるマイナンバー制度の導入につい	て		•	•	•		-	2



1. 奨学金貸与事業におけるマイナンバー制度の導入について

奨学金貸与事業におけるマイナンバー制度の導入について(1/3)



■ 「番号利用法」及び関係法令において、当機構の事務が番号利用制度を利用するものとして規定されています。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(「番号利用法」)

第一条 (略)行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにする

別表第一

八十一 独立行政法人日本学生支援機構

独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの

「番号利用法」及び関係法令において、当機構の事務が番号利用制度を利用するものとして規定。

- ① 学資金の貸与の申請の受理・審査及びその応答
- ② 返還期限猶予、減額返還、免除の申請の受理・審査及びその応答
- ③ 学資金の回収に関する事務、等

現行

奨学生の採用や奨学金返還時の条件変更等の 手続きを行うにあたり、複数の行政機関より、収入 に関する証明書や社会保険に係る身分証を取得 し、添付書類として提出している。

提出を求めている添付書類の例

- •所得証明書
- ·年金振込通知書
- •雇用保険受給資格者証
- 牛活保護決定诵知書
- 健康保険証
- ・障害者手帳
- ·住民票

番号利用制度導入後

奨学生からの書面での提出は 一部を除き**不要**

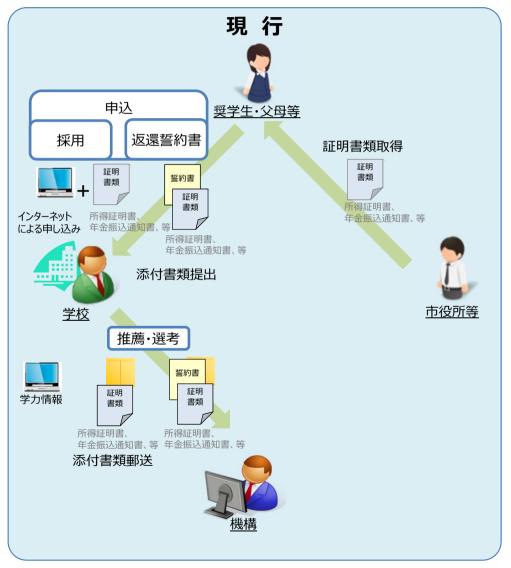
※病気療養にかかる経費等の証明書類は提出必要。

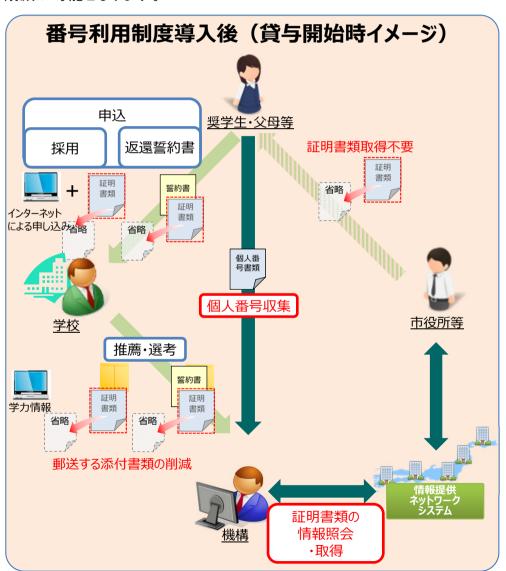


奨学金貸与事業におけるマイナンバー制度の導入について(2/3)



貸与開始時においては、個人番号を収集するとともに、採用業務及び返還誓約書徴収業務において、個人番号を利用することにより、奨学生が書類取得のために行政機関の窓口を訪問する必要がなくなり、提出する書類の削減が可能となります。



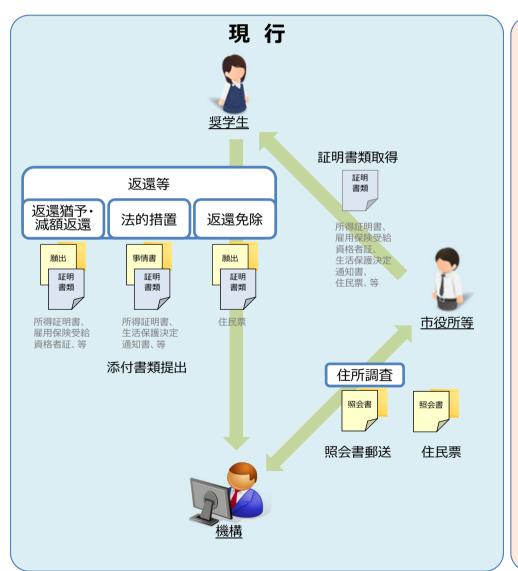


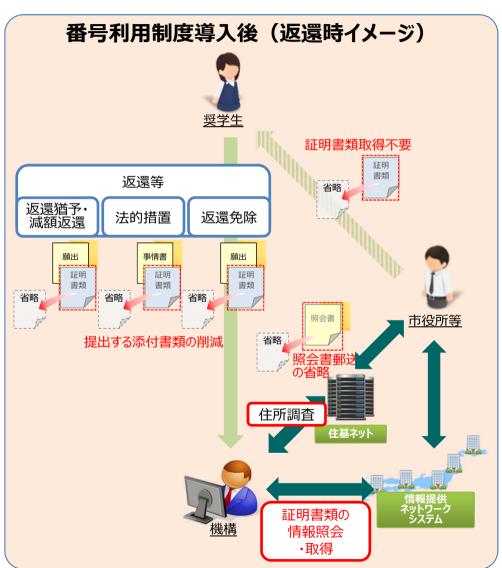
Page.4

奨学金貸与事業におけるマイナンバー制度の導入について(3/3)



返還時においては、個人番号等を利用して、返還期限猶予・減額返還業務、法的措置業務、返還免除業務おいて、個人番号等を利用することにより、 奨学生が書類取得のために行政機関の窓口を訪問する必要がなくなり、提出する書類の削減が可能となります。





Page.5

所得連動返還型奨学金制度について(1/2)



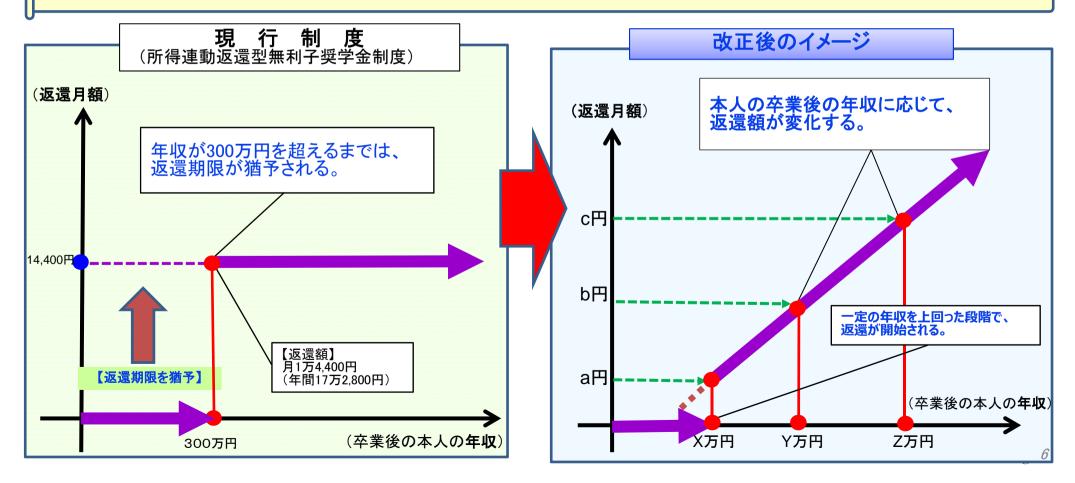
番号利用制度の導入を見据えて平成29年度進学者から、卒業後の年収に応じて無理なく返還できる仕組みを導入予定。

施策内容

非正規雇用の増加等により、高等教育機関を卒業した30代から50代の者のうち、約3割が、年収300万円を下回る状況。

奨学金の返還についても、時代の変化に応じ、従来の返還方式に加え、<u>卒業後の年収に応じて無理なく返還できる仕組みを導入</u>。

モデルケース ○ 貸与種別 無利子奨学金「私立大学・自宅通学」 ○ 貸与総額 5.4万円/月×12月×4年=259.2万円



所得連動返還型奨学金制度について(2/2)



■ 所得連動返還型奨学金制度有識者会議(平成27年9月25日 文部科学省設置)

趣旨

近年の我が国の学生等の置かれた経済状況及び雇用慣行等の変化を踏まえ、奨学金の返還に係る不安及び負担を軽減し、安心して進学できる仕組みを整備するため、所得連動返還型奨学金制度の導入について検討を行う。

この検討に当たり、所得連動返還型奨学金有識者会議(以下、「会議」という。)を以下の要領にて開催する。

検討事項

所得連動返還型奨学金制度の具体化 等

実施方法

会議は有識者により構成する。また、オブザーバーとして、独立行政法人日本学生支援機構のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

設置期間

平成27年9月25日から平成28年3月31日まで

有識者

赤井 伸郎 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授

小林 雅之 東京大学大学総合教育研究センター教授

阪本 崇 京都橘大学現代ビジネス学部現代マネジメント学科教授

島 一則 東北大学大学院教育学研究科准教授

濱中 義隆 国立教育政策研究所総括研究官

桶口 美雄 慶應義塾大学商学部教授

不動 嘉也 三井住友銀行リテールマーケティング部ローン業務室長

吉田 香奈 広島大学教養教育本部准教授

オブザーバー

独立行政法人 日本学生支援機構

検討課題(案) 平成27年10月2日資料より

- <特に優先して検討すべき課題>
- ○対象範囲
- •学校種(高専、大学、短大、専門学校、大学院) 等
- ○返還方法
- ・返還方式(所得に応じた変動方式、一定額の割賦方式等)等
- ○所得の算出方法
- ・所得の算出方法(年収又は課税対象所得、課税対象所得の 算出方法等) 等
- ○保証制度
- 人的保証、機関保証の見直し
- <順次、検討すべき課題>
- ○貸与方法、学生等への周知、現行制度の見直し、寄附金 等



2. 日本留学を取り巻く状況と 国際交流拠点事業について

留学生受入数の推移



日本留学

- ・受入数は平成22年度から減少傾向にあったが、平成26年度は増加
- ・出身国別の構成比をみると、中国・韓国から他の国(ベトナム等)へシフト

〇 留学生受入数の推移(各年5月1日現在)



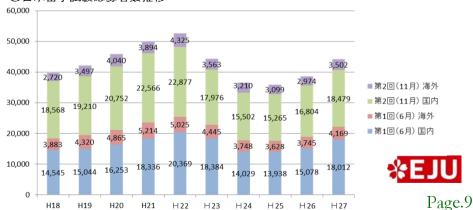
出典:日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」 文部科学省「日本人の海外留学状況」

〇高等教育機関在籍者の出身国(地域)別上位10か国の比較(各年度5月1日現在)

順位	2	^Z 成16年度		21	² 成26年度	
川貝1立	国•地域名	留学生数	構成比	国∙地域名	留学生数	構成比
1	中国	77,713人	66.3%	中国	77,792人	55.9%
2	韓国	15,533人	13.2%	韓国	13,940人	10.0%
3	台湾	4,096人	3.5%	ベトナム	11,174人	8.0%
4	マレーシア	2,010人	1.7%	ネパール	5,291人	3.8%
5	タイ	1,665人	1.4%	台湾	4,971人	3.6%
6	ベトナム	1,570人	1.3%	インドネシア	2,705人	1.9%
7	アメリカ	1,456人	1.2%	タイ	2,676人	1.9%
8	インドネシア	1,451人	1.2%	マレーシア	2,361人	1.7%
9	バングラデシュ	1,126人	1.0%	アメリカ	1,975人	1.4%
10	モンゴル	806人	0.7%	ミャンマー	1,280人	0.9%
	計(※)	117,302人	100%	計(※)	139,185人	100%

※高等教育機関における全留学生数の合計(上位10か国の合計ではない)。

〇日本留学試験応募者数推移



政府方針における留学生政策の位置づけ



日本再興戦略改訂2015-未来への投資・生産性革命-(平成27年6月30日閣議決定)(抜粋)

《KPI(数値目標)》「2020年まで外国人留学生を倍増(「留学生30万人計画」の実現)」

- 一. 日本産業再興プラン
- 2. 雇用制度改革・人材力の強化
- 2-1. 失業なき労働移動の実現/マッチング機能の強化/多様な働き方の実現/若者・高齢者等の活躍推進/グローバル化等に対応する人材力の強化

(グローバル化等に対応する人材力の育成強化)

2020年までの日本人留学生の倍増に向けて、国費による海外留学支援制度や民間資金を活用した官民協働海外留学支援制度「トビタテ!留学JAPAN日本代表プログラム」を通じ、順次、学生の海外留学を開始している。加えて、外国人留学生の戦略的な受入れを図るため、留学生30万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会報告書を昨年7月に取りまとめ、今後、大学等の宿舎整備・運用等の住環境整備への支援、国際交流会館等の活用等を進めることとした。

- 2-2. 女性の活躍推進/外国人材の活用
- ii)外国人材の活用、②留学生の更なる受入れ加速化と留学後の活躍支援強化
 - ・「留学生30万人計画」の実現に向け、海外からの留学生受入れを加速化するため、各大学等のアドミッション・ポリシー等において留学生受入れ方針の明確化を促進する。各大学がアドミッション・ポリシーを明確化することを促すためのガイドラインについては、本年度中を目途に策定・公表する。また、学位取得を目的とする留学を将来的に増やすため、短期留学やインターンシップ等を組み込んだ留学を促進する。
 - ・外国人留学生等に対する一層の就職支援強化を図るため、関係府省・団体が連携して、本年夏にも、外国人留学生等と採用に意欲のある企業等を対象としたマッチングイベントを開催するとともに、外国人雇用サービスセンターや新卒応援ハローワークの留学生コーナー等において外国人留学生等の求職情報と外国人材の活用に積極的な企業の求人情報を集約させ、求職・求人のマッチング機能を充実させるなどの取組を行う。

外国人留学生受入れのための情報発信の主な取組



優秀な外国人留学生の戦略的な受入れに向けた取組 ~「留学生30万人計画」の実現に向けた情報発信機能の強化~

● JASSO主催「日本留学フェア」の実施

日本留学への動機付けと、母国においてあらゆる留学情報の入手を可能にするため、積極的な情報発信を展開。今年度は、13か国・地域、21都市において実施予定。

【アジア】インドネシア、韓国、タイ、ネパール、バングラデシュ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、【欧州】英国、【北米】米国、【南米】ブラジル (参考)平成16年度実績: 8か国・地域、12都市において実施

● 日本の大学等が主催する事業への協力

大学等が実施している事業へも積極的に協力し、日本留学に関する情報発信を効果的に実施。

(例)東京大学主催「日本留学フェア」(インド)、インド文部省留学生協会主催「日本留学フェア」(インド)、北海道大学主催「日本留学フェア」 (南アフリカ、タンザニア)、日本国際協力センター主催「国際教育展」(アラブ首長国連邦)、在モンゴル大使館主催「日本留学説明会」(モンゴル)

● 海外における新たな情報発信拠点の検討

海外拠点留学促進事業の拡充による、更なる情報提供等の充実。

・海外拠点設置 → 地域事情に則した情報提供や留学喚起を、定期的かつ長期に渡り、より効率的・効果的に実施可能

海外事務所4か国: インドネシア、韓国、タイ、マレーシア

国際交流拠点事業について



政府の方針等

・「事業仕分け(第2弾)結果・国民から寄せられた意見と今後の取組方針」 (平成22年9月3日 文部科学省)

国際交流会館等は、大学、自治体、民間に売却を進め、事業を廃止



・独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日 閣議決定)



・留学生30万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会報告書 (平成26年7月31日 文部科学省)



東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する

国際交流拠点としての活用に向けた検討

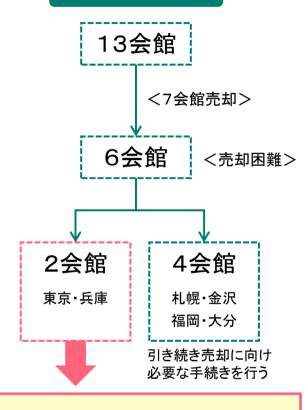
◎知的交流拠点としての活用

- 異なる背景を持つ外国人留学生・研究者同士の研究分野・所属機関を超えた交流を促進させ、世界に向けた知的ネットワークの構築や 世代を超えた新しい価値観の創造等に寄与
- 入国から帰国後までの状況をフォローアップすべく、留学生の在籍状況や卒業・修了後の連絡先等を集約・管理できる体制を整備

◎2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組

- 大会に際し実施される「文化プログラム」の企画検討
- 学生ボランティアの育成
- パラリンピック事業の普及への貢献

機構が保有する会館



◎留学生ネットワークを活用した異文化理解教育への貢献

• 留学生を地域の小学校へ派遣し文化交流をする等、地域との交流 を通じた異文化理解教育への貢献



3. 学生生活支援を取り巻く状況と JASSOの取組について

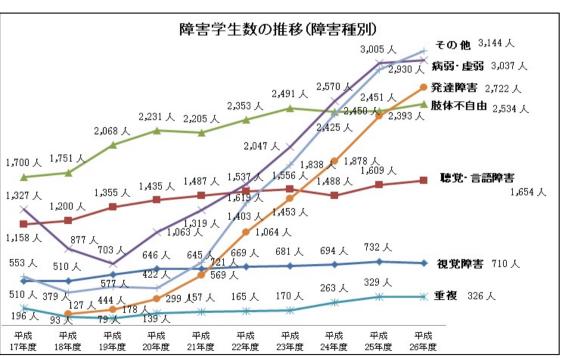
(1)障害学生支援を取り巻く状況とJASSOの取組について(1/3)



■ 障害学生数等の推移

- 大学等に在籍する障害学生数は14,127人で、全学生(約320万人)に占める割合は0.44% (参考)米国:約10.8%、英国:約3%、アイルランド:約6%
- ・発達障害(特に高機能自閉症)、病弱・虚弱、その他(特に精神疾患、精神障害)の学生が急増。
- ・障害学生在籍学校数は833校で、全学校(1,185校)に占める割合は70.3%
- ・障害学生の受入れ数○人と1人の大学等の数・・・504校(42.5%)
- •障害学生支援専門部署設置率•••10.1%





出典:日本学生支援機構「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書。

(1) 障害学生支援を取り巻く状況とJASSOの取組について (2/3)



■ 政府の動向

- (1)平成25年6月・・・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」公布
 - →障害者に対する差別的取り扱いの禁止規定や、合理的配慮の不提供の禁止規定等が平成28年4月から施行される予定。

	差別的取扱いの禁止	合理的配慮の不提供の禁止	対応要領の作成
国立大学等	法的義務	法的義務	法的義務
公立大学等	法的義務	法的義務	努力義務
私立大学等	法的義務	努力義務	

- (2)平成25年9月・・・「障害者基本計画(第3次)」閣議決定
 - ◆各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置など、<u>支援体制の整備を促進する。</u>
 - ◆障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その<u>基盤となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職</u> <u>員に対する研修等の充実を図る。</u>
- (3)平成26年2月・・・「障害者の権利に関する条約」が我が国について発効。
- (4)平成27年2月・・・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定 →<u>行政機関等は法の説明会やシンポジウム等の開催など周知・啓発活動に積極的に取り組む。</u>
- (5) 文部科学省の「対応指針」(案)(10月下旬に告示(予定))

第4 関係事業者における研修・啓発

研修・啓発においては、文部科学省や同省が所管する独立行政法人等が提供する各種情報を活用することが効果的である (・・・(中略)<u>独立行政法人日本学生支援機構が作成する「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」、</u>

「教職員のための障害学生修学支援ガイド」等)。



「障害者差別解消法 合理的配慮規定等」施行への対応

- 1.「教職員のための障害学生修学支援ガイド」(平成27年3月改訂/平成21年度刊行) 初めて障害のある学生を受け入れる学校等が、障害学生支援の体制を整えていく際の参考と なるよう、場面ごとの対応について、障害種別にまとめた資料として刊行し、各大学等に送付。 (機構ウェブサイトからもダウンロード可能)
- 2.「障害のある学生への支援・配慮事例」(平成27年4月) 障害のある学生の修学機会が確保されるよう、今後、大学等が合理的配慮の提供にあたって 参考とするための支援・配慮事例を取りまとめ、機構ウェブサイトで公表。
- 3. 「体制整備支援セミナー」の実施
 - •文部科学省の対応指針の説明等を行い、国の障害者施策に関する最新情報等を紹介。
 - ・国公立の大学等を対象に一般社団法人国立大学協会作成予定の「対応要領の雛形」について 説明等を行う。
- 4. 「専門テーマ別セミナー」の実施

「発達障害学生支援(就労支援を含む)」に焦点を当て、支援について情報提供。

(2)インターンシップ・キャリア教育を取り巻く状況と JASSOの取組について(1/2)



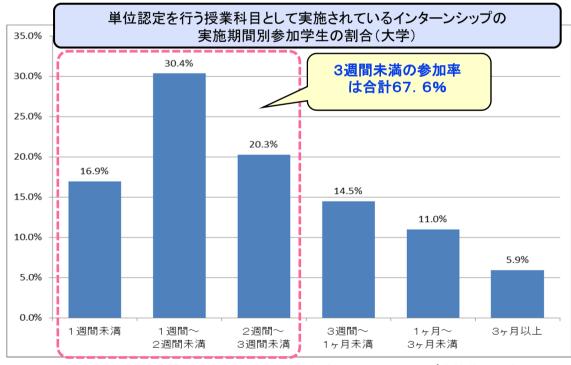
■ インターンシップ・キャリア教育の現状・課題

我が国の大学生等のインターンシップ参加は、米・英・カナダ等に比べ極めて少なく、中長期の参加も少ない。 大学等による取組の格差も大きい。

日本:単位認定されるインターンシップ(学外実習を除く)の平均参加率は2.4%(25年度)。大学の29.4%は参加実績なし。

⇒ 高知工科大学の3年生は69.7%、新潟大学(農学部)の3年生は65.4%、ものつくり大学の2年生は40.6%が参加。

- ●「日本再興戦略改訂2015」(抄)・・・「大学等の学びと職業選択が切れ目なくつながるよう、学生のインターンシップ参加比率を飛躍的に高める。 このため、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による傾斜配分等を通じ、インターンシップの単位化、数週間にとどまらない中長期の インターンシップ等を実施している大学等の取組を促進する。その際、学生にとって働く目的を考え自己成長する契機となる、有給インターンシップや 中小企業へのインターンシップについても、産学の連携により推進する。」
- ●「キャリア教育推進法(案)」への対応も必要。



(出展)日本学生支援機構「大学等における平成25年度のインターンシップ実施状況調査」

「インターンシップの普及及び質的充実のための推進方策について意見のとりまとめ」(平成25年8月9日:体系的なキャリア教育・職業教育の推進に向けたインターンシップの更なる充実に関する調査研究協力者会議)(抜粋)

- ・受入企業の新規開拓や企業に受け入れられやすいプログラムの構築を行う専門人材が十分に存在しない。
- ・実施期間が3週間未満のいわゆる短期プログラムが多く、 中長期プログラムの実施割合が少ない。

「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」(平成9年9月18日・平成26年4月8日一部改正:文部科学省・厚生労働省・経済産業省)(抜粋)

- ①インターンシップに関する調査研究及び情報提供
- ②インターンシップ推進のための仕組みの整備
- ③インターンシップに係る<u>専門人材の育成・確保</u>等を積極的に 展開することが必要。

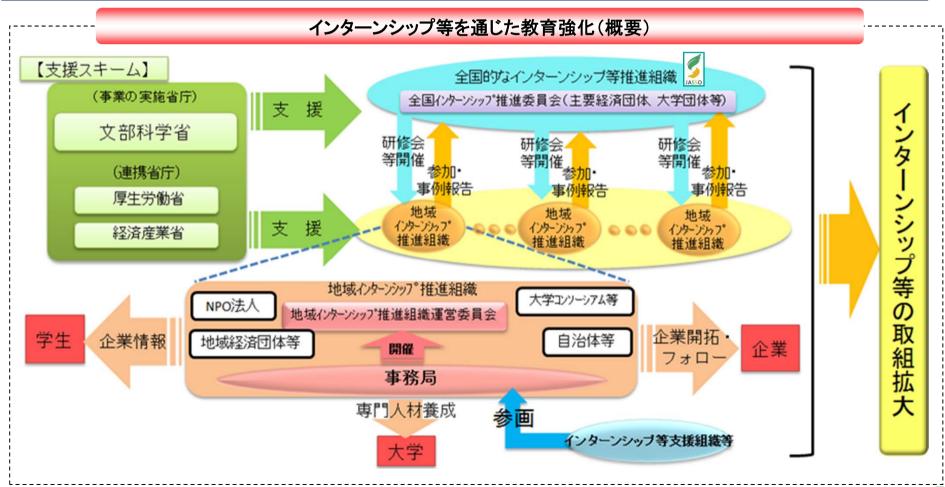
(2)インターンシップ・キャリア教育を取り巻く状況と JASSOの取組について(2/2)



■ インターンシップ等を通じた教育強化事業

文部科学省大学改革推進等補助金(公表·普及事業)

平成26年度の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマB】インターンシップ等の取組拡大」に引き続き、平成27年度は「インターンシップ等を通じた教育強化」の全国的なインターンシップ等推進組織として研修会等を実施。





4. 平成28年度概算要求について

平成28年度概算要求のポイント



平成28年度の事業規模(総支出額) 1,177,256百万円 (対平成27年度予算額 21,909百万円増)

奨学金貸与事業

無利子奨学金の拡充

「所得連動返還型奨学金制度」導入に向けたシステム開発

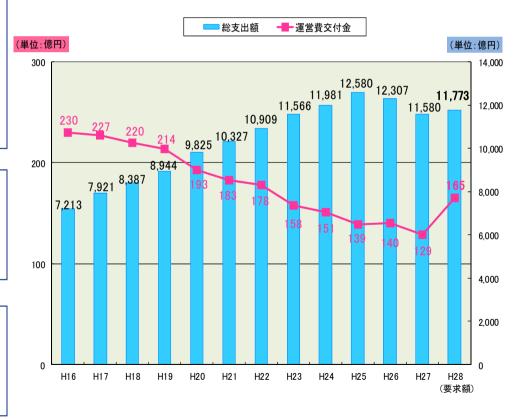
留学生支援事業

「留学生受入れ促進プログラム」及び「海外留学支援制度」の拡充

学生生活支援事業

障害学生に関する紛争の防止・解決等の取組促進

【総支出額及び運営費交付金の推移】



平成28年度概算要求額



平成28年度総支出額及び内訳

【 総支出額 】

1,177,256百万円

【内訳】

(1)日本人学生への奨学金貸与事業費

(単位:百万円)

	H27予算	H28要求	増減
無利子奨学金	317,304	338,004	20,700
有利子奨学金	796,578	793,055	△3,523
その他(返還免除等補助金 等)	15,006	14,724	△282
計	1,128,888	1,145,783	16,895
うち国費負担額	94,340	118,155	23,816

(2)運営費交付金事業費

(単位:百万円)

		H27予算	H28要求	増減
支	田	17,293	20,892	3,599
	奨学金貸与事業	6,034	8,839	2,806
	留学生支援事業	5,694	6,483	790
	学生生活支援事業	78	99	21
	その他(人件費、一般管理費等)	5,488	5,470	△18
自	己収入	4,424	4,433	9
国費負担額(支出一自己収入)		12,869	16,458	3,590

(3)海外留学支援制度事業費

(単位:百万円)

	H27予算	H28要求	増減
海外留学支援制度事業	9,166	10,581	1,415
計	9,166	10,581	1,415
うち国費負担額	9,166	10,581	1,415

財源

政府貸付金等	118,155百万円

返還金	732,484百万円
無利子奨学金分	234,573百万円
有利子奨学金分	497.911百万円

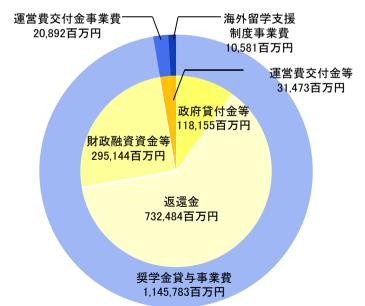
財政融資資金等 295.144百万円

運営費交付金 16.458百万円

自己収入 4,433百万円

留学生交流支援事業費補助金 10,581百万円

計 1,177,256百万円





「有利子から無利子へ」の流れの加速(無利子奨学金事業の拡充)

貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現を目指し、無利子奨学金の貸与人員を増員し、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速。

【貸与人員】

	H27予算	H28要求	増減
無利子奨学金	46.7万人	50.4万人	3.6万人
うち新規貸与人員の増	1.0万人	3.1万人	2.1万人
有利子奨学金	87.7万人	85.7万人	△2.0万人
計	134.5万人	136.1万人	1.6万人



「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速

奨学金の返還の負担を軽減し、返還者の状況に応じてきめ細やかに対応するため、所得の捕捉が容易となる社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入を前提に、返還月額が卒業後の所得に連動する、「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けて、詳細な制度設計を進めるとともにシステムの開発・改修に着手する等の対応を加速。

【実施計画】

年度	実施内容	金額
H27予算	国や地方公共団体のシステムとの情報連携のための、 機器等の基盤整備 等	799百万円 ※平成26年度システム開発費補助金を含む。
H28要求	「所得連動返還型奨学金制度」導入に向けた奨学金業務システムの開発・改修 等	2,523百万円

[※] 計数は四捨五入の関係で一致しない場合がある。



優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ及び海外留学支援制度の拡充

「留学生30万人計画」の実現に向けて、「文部科学省外国人留学生学習奨励費」について、渡日前の予約採用の促進による奨学金給付者の一層の拡充や特別枠の採用方法を見直し、「留学生受入れ促進プログラム」として実施。 (平成28年度要求額:4.641百万円)

また、双方向の交流の推進により海外留学促進に資することを目的に、海外留学支援制度を拡充。

【 留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費)】

	H27予算	H28要求
学部·大学院	6,370人	7,870人
日本語教育機関	700人	1,200人
計	7,070人	9,070人

【海外留学支援制度(留学生交流支援事業費補助金)】

	H27予算	H28要求	増減
派遣分	22,270人	25,270人	3,000人
大学院学位取得型(1年以上)	270人	270人	_
協定派遣型(1年以内)	22,000人	25,000人	3,000人
協定受入型(1年以内)	7,000人	9,000人	2,000人
計	29,270人	34,270人	5,000人

各種留学生支援事業の充実

既存事業を着実に実施するとともに、下記事業の拡充に向けて経費を要求。

- 〇 国際交流の拠点として、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館において各種留学生交流事業を実施 (平成28年度要求額:41百万円)
- 海外拠点留学促進事業の拡充による更なる情報提供等の充実(平成28年度要求額:57百万円)
- 〇 留学生が安心·充実した留学生活を送るための「留学生借り上げ宿舎支援事業」の拡充 (平成28年度要求額:169百万円)



障害学生に関する紛争の防止・解決等の取組促進に係る新規事業

平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行により、全ての国公私立大学等において、障害学生等への差別的取扱い及び合理的配慮の不提供の禁止が義務化されることから、障害学生と大学等との間における、合理的配慮の不提供等に関する相談や紛争の防止・解決に資するための情報収集・提供事業を新規に要求。

(平成28年度要求額:21百万円)



その他

- 〇 大学等奨学金事業の健全性確保に資するため、コールセンター運営経費や返還者の延滞状況把握のための調査 経費等、必要な経費を引き続き要求。(平成28年度要求額:2,398百万円)
- 〇 マイナンバー制度の発足等を受け、ICT関連経費の増額を要求。(平成28年度要求額:241百万円)
- 一般管理費(物件費)について、対前年度△3.57%の更なる効率化を実施。(平成28年度要求額:325百万円)
- 〇 日本人留学生の倍増を目指し、若者の海外留学への機運醸成や、奨学金等の拡充による留学経費の負担軽減を 図るため、留学促進キャンペーン「トビタテ!留学JAPAN」を引き続き推進。(寄附金事業)